

定 款

特定非営利活動法人さとみらい

特定非営利活動法人さとみらい 定款

第一章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人さとみらい（以下「本会」）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を山口県岩国市通津 1951-10 に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、国土保全を主旨として広く一般市民に対して、自然環境保全、有機農業支援、青少年育成、地域コミュニティの再生等を通じて、地域産業の活性化と自給率の向上、魅力ある地方を創出することを目的とした法人である。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 里山の環境保全事業
有機農法の支援、空家休耕作地の管理請負
- ② 情報リテラシー教育推進事業
- ③ 地域ブランド推進事業
- ④ 地域の絆醸成事業
- ⑤ 自立支援事業

(2) その他の事業

- ① 各種事務作業請負
- ② 人材派遣
- ③ 相続売買等の仲介斡旋
- ④ 会員相互の事業支援

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第三章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し協力できる個人及び団体
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 登録会員 当会の目的に賛同し支援を希望する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、当会の定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、

理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。
(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、この会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第四章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、本会を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 本会に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第五章 総会

(種別)

第20条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から40日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称

- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第六章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 40 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし議長が急を要するもので、出席理事の 4 分の 3 以上の同意を得ることができる場合はこの限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記する事。）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議に於いて選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第七章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 本会の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 本会の会計は、法に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 本会の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 本会の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第八章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 本会が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会で決議した者とする。

(合併)

第52条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第九章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 本会の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第十章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、本会の成立の日から施行する。

2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	岡崎 康司	(農業部門)
副理事長	前野 弘明	(渉外部、不動産部)
理事	岩政 哲男	(総務部門)
同	前野 元国	(顧問弁護士)
同	藤永 和彦	(福祉部門)
同	中塩 秀樹	(教育部門)
監事	山中 義忠	

3 本会の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年4月30日までとする。

- 4 本会の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 本会の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 10 年 4 月 30 日までとする。
- 6 本会の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - ① 正会員 入会金 3000 円、月会費 1000 円
 - ② 賛助会員 入会金 3000 円、年会費 5000 円
 - ③ 登録会員 入会金 1000 円、年会費 1000 円

特定非営利活動法人さとみらい

役員名簿

役職	氏名	住所	報酬の有無
理事	いわまさ てつお 岩政 哲男	[REDACTED]	無
理事長	おかざき こうじ 岡崎 康司	[REDACTED]	無
理事	なかしお ひでき 中塩 秀樹	[REDACTED]	無
副理事長	まえの ひろあき 前野 弘明	[REDACTED]	有
理事	まえの もとくに 前野 元国	[REDACTED]	無
理事	よじなが かずひと 藤永 和彦	[REDACTED]	無
監事	やまなか よしただ 山中 義忠	[REDACTED]	無

設立趣旨書

近年、地域の田畑跡地や道路沿いにおいて竹林が急速に拡大し、景観の悪化、森林機能の低下、土砂災害リスクの増大など、地域の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。特に岩国市周辺では、かつて農地として利用されていた土地が竹林化し、地域住民の安全確保や農地再生が喫緊の課題となっている。

こうした状況の中、私たちは、竹林の適正な伐採・整備を行い、里山環境の再生と地域の安全性向上を図るとともに、伐採した竹を資源として有効活用する循環型の仕組みを構築する必要性を強く感じている。

伐採した竹をチップ化し、堆肥原料として施設園芸や家庭菜園に提供することで、地域農業の生産性向上と有機農法の普及を促進する。また、堆肥製造の指導や農業体験活動を通じて、児童・学生の健全育成を支援し、自然や農業への理解を深める機会を提供する。

さらに、専業農家の事業支援や地域住民の生活支援活動を行うことで、地域コミュニティの活性化を図り、互いに助け合う持続可能な地域社会の形成に寄与したいと考えている。

そして私たちは、これらの環境保全・農業振興・教育支援の取り組みを通じて、本来の自然環境を取り戻し、心身ともに健やかに暮らせる地域社会の実現を目指している。自然の中で身体を使い、仲間と協働し、地域に根ざした学びを得ることは、AIでは代替できない人間の成長の場であり、自己実現の場であると考えます。子どもから大人まで、ひとと人、ひとと自然が融和し、互いに支え合いながら生きる「全人教育の場」を地域に育むことも、本法人の重要な使命である。

これらの活動を継続的かつ組織的に推進するため、特定非営利活動法人を設立し、地域の環境保全・農業振興・教育支援・生活支援を一体的に進める体制を整えるものである。

以上の趣旨に基づき、ここに特定非営利活動法人の設立を提案する。

令和8年8月8日

特定非営利活動法人さとみらい

設立代表者 前野 弘明

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和 10 年 4 月 30 日まで

特定非営利活動法人さとみらい

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設準備委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位: 千 円)
① 里山の環境保全事業	・竹の伐採とチップ製造 ・チップの保管場所の確保 ・堆肥原料の販売 ・空地空家等の管理	(A) 年 2 回 (5 月と 11 月に行う。) (B) 道路に面した元耕作地に繁茂した竹林 (C) 10 人程度	(D) 道路を通行する車両の運転者 (E) 不特定多数	470
② 情報リテラシー教育推進事業	・情報収集や分析力養成のための講座を開く ・歴史の真実を探访 ・郷土の魅力を発見する	(A) 毎月 1 回 (B) JA の研修所等 (C) 担当者 3 名程	(D) 会員と関係者 (E) 20 名まで	128
③ 地域ブランド推進事業	・地域の名産品の市場拡大 ・作物に適合した堆肥づくりを支援	(A) 年 1 回以上 (B) 岡崎農園と当会の事務所 (C) 5-6 人	(D) 栽培農家 (E) 10 人以上	70
④ 地域の絆醸成事業	・支え合い組織の新設 ・簡単なお困りごとに対応 ・コミュニティカフェ開設 ・プラットフォーム形成	(A) 随時 (B) 由宇通津地域 (C) 2-3 名	(D) 地域住民 (E) 不特定多数	1655
⑤ 自立支援事業	・発達障害や課題を持つ方への作業療法提供 ・支援施設の管理運営	(A) 随時 (B) 由宇通津地域 (C) 担当者 2 名	(D) 山口県東部 (E) 数名	324

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従業者の予定人数	事業費の予算額 (単位:千円)
①各種事務 作業請負	・書類の整理デジタル加工 ・経理の入力事務 ・	(A) 随時 (B) 日本国内 (C) 2名	0
②人材派遣	・農作業の手伝い ・林業作業への派遣 ・介護施設支援員派遣 ・放課後学習等の教育施設への支援	(A) 随時 (B) 岩国市及び周辺地域 (C) 5名	0
③相続売買 等の仲介斡 旋	・空地空家のリノベーション事業 ・山林農地等の有効利用仲介 ・相続問題解決	(A) 随時 (B) 岩国市及び周辺地域 (C) 1名	0
④会員相互 の事業支援	・会員間の情報提供 ・会員の事業応援のための講座開設	(A) 年に2-3回 (B) 岩国市内 (C) 1名	0

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

設立当初の事業年度収支予算書
法人成立の日から2028年4月30日まで

特定非営利活動法人さとみらい
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	258000		
賛助会員受取会費	40000		
支援会員	16000	314000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	60000		
施設等受入評価益	160000		
機械器具等受入評価額	50000	270000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
受取公的補助金	700000	700000	
4. 事業収益			
①里山保全	880000		
②情報リテラシー	190000		
③地域ブランド	10000		
④地域の絆	1970000		
⑤自立支援	180000	3230000	
5. その他収益			
受取利息	0		
①事務請負	0		
②人材派遣	0		
③不動産賃貸	0		
④会員への事業支援	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			4,514,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	840000		
法定福利費	72000	保険6000×12	
退職給付費用	21000	0.025	
法定福利費	68000	ボランティ保険	
福利厚生費	50000	安全装置	
外注費	168000	講師料等	
人件費計		1219000	
(2) その他経費			
施設等評価費用	350000	家賃等	
会議費	180000		
会場費	116000		
水道光熱費	350000		
販売促進費	116000	広告宣伝費	
機材費	72000		
減価償却費	24400	機材(122000/5)	安全装置を含む
支払利息	0		
仕入高	200000	食材費等	
その他経費計		1428400	
事業費計			2,647,400
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	1200000		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計		1200000	
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	360000		
支払利息	0		
その他経費計		360000	
管理費計			1,560,000
経常費用計			4,207,400
当期経常増減額			¥306,600
III 経常外収益			
固定資産売却益	0	0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
過年度損益修正損	0	0	
経常外費用計			0
当期経常外増減額			¥0
当期正味財産増減額			¥306,600
設立時正味財産額			¥0
次期繰越正味財産額			¥306,600

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

翌事業年度の事業計画書

令和 10 年 5 月 1 日から令和 11 年 4 月 30 日まで

特定非営利活動法人さとみらい

1 事業実施の方針

- ・ 設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・ 本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設準備委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位:千 円)
① 里山の環境保全事業	・ 竹の伐採とチップ製造 ・ チップの保管場所の確保 ・ 堆肥原料の販売 ・ 空地空家等の管理	(A) 年 2 回 (5 月と 11 月に行う。) (B) 道路に面した元耕作地に繁茂した竹林 (C) 10 人程度	(D) 道路を通行する車両の運転者 (E) 不特定多数	924
② 情報リテラシー教育推進事業	・ 情報収集や分析力養成のための講座を開く ・ 歴史の真実を探访 ・ 郷土の魅力を発見する	(A) 毎月 1 回 (B) JA の研修所等 (C) 担当者 3 名程	(D) 会員と関係者 (E) 20 名まで	128
③ 地域ブランド推進事業	・ 地域の名産品の市場拡大 ・ 作物に適合した堆肥づくりを支援	(A) 年 1 回以上 (B) 岡崎農園と当会の事務所 (C) 5-6 人	(D) 栽培農家 (E) 10 人以上	70
④ 地域の絆醸成事業	・ 支え合い組織の新設 ・ 簡単なお困りごとに対応 ・ コミュニティカフェ開設 ・ プラットフォーム形成	(A) 随時 (B) 由宇通津地域 (C) 2-3 名	(D) 地域住民 (E) 不特定多数	2800
⑤ 自立支援事業	・ 発達障害や課題を持つ方への作業療法提供 ・ 支援施設の管理運営	(A) 随時 (B) 由宇通津地域 (C) 担当者 2 名	(D) 山口県東部 (E) 数名	322

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従業者の予定人数	事業費の予算額 (単位:千円)
①各種事務 作業請負	・書類の整理デジタル加工 ・経理の入力事務 ・	(A) 随時 (B) 日本国内 (C) 2 名	9 0 0
②人材派遣	・農作業の手伝い ・林業作業への派遣 ・介護施設支援員派遣 ・放課後学習等の教育施設への支援	(A) 随時 (B) 岩国市及び周辺地域 (C) 5 名	7 2 0
③相続売買 等の仲介斡 旋	・空地空家のリノベーション事業 ・山林農地等の有効利用仲介 ・相続問題解決	(A) 随時 (B) 岩国市及び周辺地域 (C) 1 名	9 0 0
④会員相互 の事業支援	・会員間の情報提供 ・会員の事業応援のための講座開設	(A) 年に 2-3 回 (B) 岩国市内 (C) 1 名	5 4 0

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2 は、(1) には特定非営利活動に係る事業、(2) にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2 (2) には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

令和10年 活動予算書
2028年5月1日から2029年4月30日まで

特定非営利活動法人さとみらい
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	169000		
賛助会員受取会費	49000		
支援会員	14000	232000	
2.受取寄附金			
受取寄附金	60000		
施設等受入評価益	0		
機械器具等受入評価額	100000	160000	
3.受取助成金等			
受取民間助成金	0		
受取公的補助金	900000	900000	
4.事業収益			
①里山保全	900000		
②情報リテラシー	180000		
③地域ブランド	0		
④地域の絆	2240000		
⑤自立支援	180000	3500000	
5.その他収益			
受取利息	0		
①事務諸費	1000000		
②人材派遣	800000		
③不動産賃貸	1000000		
④会員への事業支援	600000		
雑収益	0	3400000	
経常収益計			8,192,000
II 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給料手当	1840000		
法定福利費	140000		
退職給付費用	46000	0.025	
福利厚生費	50000	安全装置	
外注費	168000	講師料等	
人件費計		2244000	
(2) その他経費			
施設等評価費用	480000	家賃等	
会場費	114000		
会議費	186000		
販売促進費	116000	広告宣伝費	
水道光熱費	360000		
機材費	100000		
減価償却費	44400	機材(222000/5)	一期+10000/5
支払利息	0		
仕入高	600000	食材費等	
外注費	3060000		
その他経費計		5060400	
事業費計			7,304,400
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	800000		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計		800000	
(2) その他経費			
旅費交通費	240000		
支払利息	0		
その他経費計		240000	
管理費計			1,040,000
経常費用計			8,344,400
当期経常増減額			(¥152,400)
III 経常外収益			
固定資産売却益		0	
経常外収益計			
IV 経常外費用			
過年度損益修正損	0		
外注費	0		
経常外費用計		0	0
当期経常外増減額			¥0
当期正味財産増減額			(¥152,400)
設立時正味財産額			¥306,600
次期繰越正味財産額			¥154,200